

15 退職金定期預金「光彩」

平成29年10月1日現在

| | |
|-------------------------------------|---|
| 商品名 | 自由金利型定期預金<M型> 退職金定期預金 「光彩」 |
| 販売対象 | <ul style="list-style-type: none"> 退職金定期預金「ひとまず」をご契約いただき、満期を迎えられたお客さま 当金庫以外で退職金をお受け取りされたお客さま (退職所得の源泉徴収票等にて確認させていただきます) |
| 期間 | <ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1年(単利型)・3年(半年複利型) 非自動継続(一般定期) |
| 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 | 一括預入 <ul style="list-style-type: none"> 300万円以上、退職金お受け取り金額以内 ただし、退職金定期預金「ひとまず」満期金でのお預け入れは満期金額を上限とします。 (お預入はお一人様、一店舗、一回に限る) 1円単位 |
| 払戻方法 | <ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括してお支払いします。 |
| 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法 | <ul style="list-style-type: none"> 1年もの 0.28% ・ 3年もの 0.30% 満期日以降に一括してお支払します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 |
| 税金 | <ul style="list-style-type: none"> お利息には20%(国税15%・地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 |
| 付加できる特約事項 | <ul style="list-style-type: none"> マル優の取扱いができます。 |
| 中途解約時の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> 満期日までに解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数によって別表「定期預金の中途解約利率一覧表」の期限前解約利率による利息を計算して元金とともにお支払いします。 |
| 金利情報の入手方法 | <ul style="list-style-type: none"> 金利は窓口へご照会ください。 |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | <p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま相談室(9時～17時、電話：072-621-9363)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター(06-6364-7644)東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部お客さま相談室又は全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。</p> |
| その他の参考となる事項 | <ul style="list-style-type: none"> 非自動継続(一般定期) 満期日以後のお利息は解約日又は書替継続日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の対象となる預金で、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。) |

北おおさか信用金庫